

令和7年度の活動方針

公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

県内生衛業の総合調整機能（ハブ機能）を強化しながら、滋賀県生活衛生課の指導に基づき、公益財団法人として効率的に次の事項に関する事業を行い、生衛業の経営の健全化と振興を通じて、衛生水準の維持向上と消費者・利用者の利益擁護を図る。

なお、全国生活衛生営業指導センターが主催する「衛生水準の確保・向上事業」、「経営支援対策事業」ならびに「生衛業収益向上セミナー」等に参画し、事業推進を図る。

- （１）相談指導体制の充実と生衛貸付制度の効果的な活用
- （２）生衛業に関する専門的な指導相談
- （３）規模の異なる同種の業種間で発生する利害紛争の調整
- （４）生衛業に関する情報の収集、分析、発信
- （５）出前インターンシップ、カフェの学校等による生衛業の後継者育成
- （６）消費者の苦情処理体制整備
- （７）その他、生衛業の連携促進、生衛業の振興、経営相談員の活用、災害時支援の整備、理容・美容・クリーニングの「S マーク」の登録、クリーニング師研修講習の推進、各種調査、広報等